

特定非営利活動法人 全国同和推進協議会 定款

平成 15 年 6 月 12 日 設立

令和 6 年 月 日

特定非営利活動法人 全国同和推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国同和推進協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区千駄木5丁目49番2号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市中京区式阿弥町ジョイ御池所を601、福岡県大川市大字津12-1 ひまわりビル302、愛知県あま市花長字川内20-1、東京都葛飾区青戸一丁目9番11号、岩手県盛岡市館向町28-34に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民生活において生まれながらにして尊ばれ人間らしく幸せになる権利を有するにも関わらず、人種・身分・信条等により、社会的又は経済的関係において差別や蔑視を受けているすべての人々やそうした権利を脅かされる恐れのあるすべての人々に対して、~~こ~~その人権が傷つき心を痛めることのないよう、平和と生命と財産を守り、市民生活を向上させ、あらゆる差別のない自由で平等な社会の建設に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- ① 人権擁護と平和を推進するための講習会・セミナー等の開催事業
- ② 人権擁護の相談とカウンセリング事業
- ③ 人権啓発及び人権に関わる調査研究に関する事業
- ④ 地域住民の自立支援及び自主的活動の促進のためのイベント等の開催事業
- ⑤ 人権擁護と平和の促進のための普及啓発活動

2、この法人は、次の収益事業を行う。

- (1) 書籍の販売

3、前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うこととして、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 本人が死亡し、失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令、またはこの法人の定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- ① 理事 3人以上
- ② 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、副理事長を3名以内とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

理事長は、全国同和推進協議会における活動の責任者として協議会の名において行われるすべての活動に対し、決定、施行の権限を持つものとする。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。
- ④ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(最高顧問、顧問及び相談役)

第 20 条 理事会の決議により、最高顧問、顧問、相談役各若干名を置くことができる。

(職員)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

事務局長ならびに事務職員に対し理事長は、戒告・懲戒・免職の権限を持つものとする。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(職能)

第 24 条 総会は、次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画および収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告および収支決算
- ⑥ 役員を選任、解任および報酬
- ⑦ 入会金および会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

⑨ その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時。
- ③ 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条および次条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時および場所

- ② 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき。
- ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があつたとき。

（召集）

第35条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金および会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産および収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する会計及
および収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議
決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定に関わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理
事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入
支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ
る。

2 予備費をしようとするときは、理事会の議決を経ねばならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算
の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関す
る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、
総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし
または権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を得なければならない。

第 8 章 転換の変更、解散及び併合

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3
以上の多数による議決を経、かつ、法 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除
いて、諸官庁の認証を経なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠乏
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 1 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決した国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1、 この定款は、令和 月 日より施行する。

2、 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	春山 勝宏
副理事長	石橋 孝輝
副理事長	桜井 秀夫
理事	加藤 静雄
理事	楠木 保男
理事	藤城 政克
理事	中川 淳积
理事	谷川 高廣
理事	福島 健司
理事	加部 繁雄
理事	本橋 信也
理事	江口 昌寿
理事	飯野 庄市
理事	森 徹
理事	喜久田 肇
理事	金子 哲三
監事	芝田 直俊

3、 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず成立後 2 年内の最終の通常総会が開催されるべき時期までとする。

4、 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 45 条の規定に関わらず設立総会の定めるところによるものとする。

5、 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定に関わらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

6、 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の 4 規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員	(個人・団体)	12,000 円
		賛助会員	(個人・団体)	0 円
(2)	年会費	正会員	(個人・団体)	12,000 円
		賛助会	(個人)	12,000 円
(3)	年会費	賛助会員	(団体)	120,000 円

